

# 青森県報

第三千三百八十二号

平成二十三年  
五月二日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による介護機関の指定	(同)	一
右	(同)	二
右	(同)	二
右	(同)	三
右	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	(同)	三
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	(同)	四
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	(同)	五
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	六
身体障害者福祉法による医師の指定	(同)	六
保安林の指定解除予定	(林政課)	六
出先機関		
土地改良区の役員の内任	(東青地域)	七
土地改良区の役員の内任及び退任	(中南地域)	七
選挙管理委員会	(県民局)	七

### 正 誤

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	八
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	八
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	九
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	一〇
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	一〇
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	一〇

## 告 示

平成二十三年四月一日号外第三十九号選挙管理委員会中

(選挙管理  
事務局)

青森県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名称	事業者	事業所	廃止年月日
社会福祉法人まほろば	八戸市小中野八丁目八の八	訪問看護ステーション小中野	平成三三・三七

青森県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	特別養護老人ホーム △桃の木	所在地	西津軽郡深浦町大字 深浦字吾妻沢一四六 の六五	施設の種類	地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活 介護	指定年月日	平成三〇・一
-----	-------------------	-----	-------------------------------	-------	------------------------------	-------	--------

青森県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護の種類	居宅介護事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社太陽	株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	訪問介護	訪問介護事業所太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成三〇・三・一
有限会社北斗医理科	北斗ヘルパースターション	弘前市大字在府町一八	"	ヘルプフル	弘前市大字富野町三の四	"
社会福祉法人豊寿会	ヘルプフル	八戸市大字妙字分枝二七の一	"	妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	"
株式会社ラポール	ホームサポ	弘前市大字和徳町一二四の一	"	ホームサポ	弘前市大字松ヶ枝一丁目一の一	三〇・四・一

株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	貸与	株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	三〇・一・一
株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	貸与	株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	"

青森県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社太陽	株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	訪問介護	訪問介護事業所太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成三〇・三・一
有限会社北斗医理科	北斗ヘルパースターション	弘前市大字在府町一八	"	ヘルプフル	弘前市大字富野町三の四	"
社会福祉法人豊寿会	ヘルプフル	八戸市大字妙字分枝二七の一	"	妙光園	八戸市大字妙字分枝二七の一	"
株式会社ラポール	ホームサポ	弘前市大字和徳町一二四の一	"	ホームサポ	弘前市大字松ヶ枝一丁目一の一	三〇・四・一
株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	貸与	株式会社ラポール	黒石市青山八八の一	"	

日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	"	パナソニックエイジフリー介護青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	三三・一・一
-------------	--------------------	---	------------------	----------------	--------

青森県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	居宅介護支援事業所	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成三三・三・一
--------	---------------	-----------	---------------	----------

青森県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

特定福祉用具販売事業者	特定福祉用具販売事業所	指定期間
名称	名称	年月日
主たる事務所在地	所在地	

株式会社トータルプロセス工業株式会社	黒石市青山八八の一	株式会社トータルプロセス	黒石市青山八八の一	平成三三・四・一
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	パナソニックエイジフリー介護青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	三三・一・一

青森県告示第百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社トータルプロセス工業株式会社	黒石市青山八八の一	株式会社トータルプロセス	黒石市青山八八の一	平成三三・四・一
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一の七三	パナソニックエイジフリー介護青森	上北郡東北町字ほとけ沢五の六	三三・一・一

青森県告示第百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"		"		"		"		仁医療法人 泉会		名 称	居 宅 介 護 事 業 者
田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	田尻八内戸一町市大字直	所主たる所在地	居 宅 介 護 事 業 者
訪問看護	訪問介護	訪問看護	訪問看護	"		"		通所介護	居宅介護の種別		
おヨス訪問センターえがシ	センター仁医療法人会へ	らヨステんてんおいシ	らヨステんてんおいシ	"		らタピデイサービスセンター		ザにタピデイサービスセンター	名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
の十二番町二	七生十和田市稲	"		"		平字十和田市大		の町三沢市松園	所在地	居 宅 介 護 事 業 者	
三・三・一〇		"		"		"		平成 三・三・一	年 月 日 更		

青森県告示第四百二二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		"		"	
の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直	の太河八八郎原戸一山木市一字大	田尻八内戸一町市大字直
シビ通所センター		療短期介護所		介訪問入浴		訪問介護		"	
"		"		"		ン八保介 ド一健護 ト一施老 ラ一設人		"	
"		"		"		四清字十 五水相和 〇七坂田 八字市大 の高		の十二番町二	
"		"		"		"		三・三・一	

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"		"		"		仁泉会 医療法人		名 称	介 護 予 防 事 業 者
田尻八戸市大字 一町一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	河原市大字 八木一丁目	主たる 所在地	
訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	訪問看護 センター	類 別	介 護 予 防 事 業 所
おヨス訪問 センターがシ	センテル仁医療 おいパ会法人 らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	らせいしヨスヘ	名 称	介 護 予 防 事 業 所
の十二番町二	七生十和田市 一三の稲	"	"	"	"	平字十和田市 一五五中大	平字十和田市 一五五中大	所 在 地	
三・三・一〇	"	"	"	"	"	平成 三・三・一	平成 三・三・一	変 更 日	

青森県告示第四百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		"		"	
の太郎八戸市 一山木市 一丁目	田尻八戸市 一町一丁目	の太郎八戸市 一山木市 一丁目	田尻八戸市 一町一丁目	の太郎八戸市 一山木市 一丁目	田尻八戸市 一町一丁目	の太郎八戸市 一山木市 一丁目	田尻八戸市 一町一丁目	の太郎八戸市 一山木市 一丁目	田尻八戸市 一町一丁目
シビ通介 ヨリ所護予 ンテリハ防	療短介 養期護予 介入所防	療短介 養期護予 介入所防	療短介 養期護予 介入所防	介訪介 護問護予 入浴防	介訪介 護問護予 入浴防	訪介 問護予 防	訪介 問護予 防	"	"
"	"	"	"	"	"	ン八保介 ド健護老 ト施人 トラ設	ン八保介 ド健護老 ト施人 トラ設	"	"
"	"	"	"	"	"	四清字十 五水相和 〇七坂田 八字市大 の高	四清字十 五水相和 〇七坂田 八字市大 の高	の十二番 町二西	の十二番 町二西
"	"	"	"	"	"	"	"	三・三・一	三・三・一

する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後		変更前		変更後		変更前		区分	
"		"		医療法人仁泉会		"		名称	居宅介護支援事業者
八戸市大字河原木字八太郎の一〇の八	八戸市大字尻内町字直田八の一	八戸市大字尻内町字直田八の一	八戸市大字尻内町字直田八の一	八戸市大字河原木字八太郎の一〇の八	八戸市大字尻内町字直田八の一	八戸市大字奥瀬字中平一五六	十和田市大字奥瀬字中平一五六	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
"		在宅介護支援センタードハートランド		医療法人仁泉会おしどりの里在宅介護支援センターおいらせ		"		名称	居宅介護支援事業所
十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇		十和田市大字相坂字高清水七八の四五〇		十和田市稲生町一三の七		"		所在地	居宅介護支援事業所
三・三・一		三・三・一		三・三・一		平成		変更年月日	

青森県告示第四百四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九條第一号の規定により公示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
ほのぼの薬局	三戸郡南部町大字吉米地字白山堂二八の一	平成三・五・一

青森県告示第四百五号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
木村 琢己	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	循環器科（心臓機能障害）	平成三・五・一
熊本 秀樹	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市大字富野町一	循環器内科（心臓機能障害）	"

青森県告示第四百六号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しよつとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所  
中津軽郡西目屋村大字砂子瀬字湯ノ沢一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 三 保安林を解除しようとする理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。）

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、蟹田町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月二日

東青地域県民局長 小山内 豊彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	石田 鏝一	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田小国坂元一一三	平成三〇・四・六

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十三年五月二日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退 任の年月日
理事	三浦 静一	弘前市大字中畑字和泉一〇六	平成三〇・三就任
"	佐々木康栄	大字中野字下豊田二八の二	"
"	米沢 栄逸	大字桜庭字西田三三〇	"
"	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の二	"
"	三上千代志	弘前市大字中畑字旭岡四五の二	"
"	三上 春雄	" 九二の一	"
"	工藤 雄一	大字番館字長田三三の一	"
"	西沢 幸司	大字中畑字俵元七二の三	"
"	三浦 敏雄	" 字旭岡八三	"
"	三上 誠	大字番館字長田二八の一	"
"	三上 光一	大字中畑字旭岡六〇	"
"	西沢 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六五の一	"
監事	西沢 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六五の一	"
"	三浦 静一	弘前市大字中畑字和泉一〇六	三〇・二退任
"	佐々木康栄	大字中野字下豊田二八の二	"
"	米沢 栄逸	大字桜庭字西田三三〇	"
"	石田 武広	中津軽郡西目屋村大字田代字神田一〇四の二	"
"	三上千代志	弘前市大字中畑字旭岡四五の二	"
"	三上 春雄	" 九二の一	"
"	工藤 雄一	大字番館字長田三三の一	"
"	西沢 幸司	大字中畑字俵元七二の三	"
"	三浦 敏雄	" 字旭岡八三	"
"	三上 誠	大字番館字長田二八の一	"
"	三上 光一	大字中畑字旭岡六〇	"
"	西沢 義和	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一六五の一	"

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
野村たろつ後援会	原子 昭三	野村 信子	弘前市大字樹木一 の一九の四二	平成 三三・三 三・三 四
松尾國治後援会	濱久保 銀蔵	松尾 秀利	三戸郡階上町大字 道仏字大蛇三二の 一・二	三三・三 三・三 七
村中てつや後援会	村中 徹也	堤 達雄	むつ市大字関根字 北関根三八の一	三三・三 三・三 八
高田博光後援会	沼尾 正一	佐藤 忠明	上北郡六ヶ所村大 字鷹架字久保ノ内 四九	三三・三 三・三 一六
蒼雲会	石岡 竜太	木村 明	弘前市大字城東北 二の二の一八	三三・三 三・三 一六

青森県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に

より告示する。

平成二十三年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党青森県 トラック支部	会計責任者	工藤 登志彦	溝江 トシ子	平成 三三・三 三〇
自由民主党天間林 支部	代表者	中村 正彦	工藤 省三	三三・三 三・三 三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
成田裕一後援会	会計責任者	成田 裕一	成田 千春	平成 三三・三 三・三 四
野村太郎を支える 会	代表者	野村 太郎	相馬 慎哉	三三・三 三・三 四
波多野里奈を支え る会	主たる事務 所の所在地	青森市勝田一の 一六の五	青森市新町一の 一・二三	三三・三 三・三 四
林貢後援会	代表者	鹿糠 稔	小松 清治	三三・三 三・三 七
達美会	会計責任者	嶋口 裕康	古川 康仁	三三・三 三・三 八
種市一正後援会	主たる事務 所の所在地	三沢市大字三沢 字堀口一七の一 六六	三沢市大字三沢 字堀口一五の二 二	三三・三 三・三 八
寺田達也後援会	代表者	對馬 勉	寺田 春一	三三・三 三・三 八



青森県選挙管理委員会告示第四十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資

うるしはた善次郎後援会	三三・三・二〇	三三・三・二四
柏村富田重次郎後援会	三三・三・三三	三三・三・二四
山端伸憲後援会	三三・三・三三	三三・三・二四
菊地敏明後援会	三三・三・三三	三三・三・二五
熊谷ヒサ子後援会	三三・三・三〇	三三・三・二六
江渡龍博後援会	三三・三・三三	三三・三・二六
工藤祥三後援会	三三・三・三三	三三・三・二六
ふせ一夫後援会	三三・三・三三	三三・三・二六
溝江伸一後援会	三三・三・二七	三三・三・二六
小笠原勝則後援会	三三・三・三三	三三・三・二六
杉浦守彦後援会	三三・三・二六	三三・三・二六
山谷仁後援会	三三・三・二〇	三三・三・二〇
津島雄二板柳後援会	三三・三・三三	三三・三・三三
土橋信夫後援会	三三・三・二〇	三三・三・三三
リフレッシュ青森	三三・三・三三	三三・三・三三

金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十三年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 称	代 表 者	主たる事務所の 在 在 地	届 出 年 月 日
野村 太郎 (弘前市議会議員)	野村太郎を支える会	野村 太郎	弘前市大字樹木一 の一九の四二一	平成 三三・三・二四
村中 徹也 (県議会議員)	村中てつや後援会	村中 徹也	むつ市大字関根字 北関根三八の一	平成 三三・三・二八

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届 出 年 月 日
仲 里奈 (参議院議員)	波多野里奈を支える会	主たる事務所の所在地	青森市勝田 五の一六の五	青森市新町 三の一の一の二	平成 三三・三・二四

青森県選挙管理委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

菊地 倫子	菊地敏明後援会	菊地 敏明	八戸市東白山台二の二六の一〇	平成 三・三 二五
(届出者の氏名 (公職の種類))	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 在 在 地	年 届 月 出 日

備考 菊地敏明後援会に係る届出は、資金管理団体の届出をした菊地敏明の死亡に伴う届出であり、公職の種類は八戸市議会議員である。

正 誤

選挙管理委員会事務局

発行年月日 発行番号	区 分 番 号	ページ 段 行	誤	正
平成三・四一 号外第二九号	青森県選挙管理 委員会告示 第二五号	二 二 二 上 上 上 二〇 一四 一〇	六、四七五人 二五九、二四五人	六、八〇八人 二五九、四二二人

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭